

第1 要綱に基づく申請手続きは、次の様式によるものとする。

1 道水路境界確認申請書...【様式第1号】

要綱第6条により境界確認申請をしようとする者が、市長に提出する。

なお、添付書類は次のとおりとする。

- (1) 現地案内図 主な目標物から現地へ至る経路を示したもの
- (2) 公図の写し 法務局備付けの公図を転写したもの(申請地、転写年月日、方位、縮尺記入)
- (3) 地積測量図の写し 法務局備付けの地積測量図を転写したもの
- (4) その他参考となる図面 境界確認をするうえで参考となる図面、現況図面、現地を測った仮図等
- (5) 土地所有者一覧表...【様式第2号】

申請地、隣接地及び対側地(向こう三軒両隣の範囲)の地番、地目、地積、所有者の住所・氏名、共有者の場合共有持分を土地登記簿等調査のうえ記入

2 境界確認同意書...【様式第3号】

要綱第15条、16条により土地所有者が、住所、氏名、確認年月日、確認した土地の所在地番を記入し、押印する。(法人の場合は、社判又は代表者の印とする。)

3 境界不同意書...【様式第4号】

要綱第17条により関係土地所有者が、境界確認の立会を行った結果同意できない理由を記し市長に提出する。

4 境界図

要綱第19条による境界図には次の事項を記載するものとする。

- (1) 所在、地番
- (2) 立会年月日、作成年月日、作成者
- (3) 方位、縮尺(1/250・1/500)
- (4) 境界標の明示(種類、新設・既設の区分、市石・民石の区分)
- (5) 基準点・境界点の点番、座標値
- (6) その他、位置を特定するための永久的な構造物等

なお、提出された境界図については、確定図面として所沢市が保管し、市民・事業者から請求があったときはその写しを交付することに了承するものとする。

5 取下書...【様式第5号】

要綱第8条により申請書を取り下げる者が、住所、氏名、申請者氏名、土地の所在、取下げ理由を記入し、押印する。

6 要綱第19条により支給する境界標の種類は、市マーク入りの境界石、鋳、金属プレートとする。

7 境界確定証明申請書...【様式第6号】

要綱第22条により境界確定証明申請しようとする者が、案内図、公図、境界図を添

付し市長に提出する。

8 道路幅員証明申請書...【様式第7号】

要綱第22条により道路幅員証明申請しようとする者が、案内図を添付し市長に提出する。

第2 その他取扱事項

(寄付後退用地等の境界確認)

1 寄付後退用地、道水路の拡幅用地がある場合は、それらを含めて境界確認を行うものとする。

(道水路を含めて境界確定した幅員の内訳)

2 境界確定した道路と水路の総幅員が、管理上の幅員に不足するときは道路の幅員を優先し、管理上の幅員に対して余裕があるときは水路幅員を優先し、各幅員の内訳とする。

(片側境界線による境界確認)

3 要綱第14条第1項3号の適用に当たり、申請者代理人は、次の事項を満たしたうえ経過説明書を市長に提出しなければならない。

(1) 住民票、戸籍、固定資産税閲覧台帳に基づき対側地所有者の住所を調査すること。

(2) 境界確認申請地の近隣の住民から対側地所有者の住所に関して聞き取り調査を行うこと。

(3) 対側地所有者の住所地に対して、できる限りの調査を行うこと。

(4) 対側地所有者に電話、郵便により連絡をすること。

4 要綱第14条第2項の適用に当たり、申請者は、測点として対側地の境界標、構造物等を図面化するものとする。

(境界標の復元)

5 境界標の復元については、原則として対側地を含めて申請者が復元を行うものとする。また、復元にあたっては、関係土地所有者の同意を得て境界標の標示を行うものとする。

(1) 確定点については、やむを得ない場合を除き、計算点によることなく、境界標によって標示することとする。

(2) 境界確定後、舗装の打ち直し等によって境界標が見当たらない場合は、原則として既存の境界標の有無を確認するものとする。ただし、現地の状況によって既存の境界標の有無を確認することが著しく困難又は不適當である場合には、関係土地所有者の同意を得たうえで境界標の復元をすることができる。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年5月1日から施行する。

様式第1号

決裁 年 月 日

部長	次長	課長		リーダー	係員

道水路境界確認申請書

年 月 日

(宛先)所沢市長

申請者(土地所有者)

住所

氏名

TEL

代理人(土地家屋調査士又は測量士)

住所

氏名

TEL

下記の土地と公共用地(道路・水路)との境界(地図朱線箇所)が不明であるので、現地での確認を申請します。

記

- 1 申請地 所沢市
- 2 申請理由 該当する項目に○をご記入ください
1 分筆 2 地積更正 3 売買 4 相続 5 建築確認申請
6 道路・河川等の工事 7 その他()
- 3 添付書類
①現地案内図
②公図写し(法務局で転写したもの)
③地積測量図(法務局保管の分筆図等)
④その他参考となる図面(現況図面、現地を測った仮図等)
⑤土地所有者一覧表

立会日時	年 月 日()午前・午後 : 分
------	-------------------

◎申請に際しては、所沢市道水路境界確認事務取扱要綱を確認してください。

◎現地立会后4ヶ月を経過し境界図及び境界確認同意書が提出されない場合は、協議不成立により不調として処理します。

◎提出いただいた境界図については、確定図面として所沢市が保管し、市民・事業者から請求があったときはその写しを交付することがありますので、あらかじめ御了承ください。

境界確認不同意書

(宛先)所沢市長

住所

氏名

印

私は下記の私の所有地と公共用地(道路・水路)との境界確認を
日行いましたが、次の理由により同意できないので書面に記します。

年 月

土地の地番 所沢市

【理由】

- 1 私は、既設境界標が道(水路)境と認識しているため
- 2 私は、現況構造物が道(水路)境と認識しているため
- 3 反対側敷地(番)の境界標を道(水路)境と主張されたため
- 4 反対側敷地(番)の構造物を道(水路)境と主張されたため
- 6 登記簿上の地積が不足してしまうため
- 7 地積測量図と現況の距離が合わないため
- 8 私の敷地に道(水路)の境界線がかかってしまうため
- 9 私の敷地と隣接する民地境が特定できないため
- 10 その他理由

様式第5号

年 月 日

(宛先)所沢市長

住所

氏名

印

道水路境界確認申請取下書

年 月 日付で申請しました道水路境界確認申請書を下記により取り
下げます。

記

- 1 申請人
- 2 土地の所在 所沢市
- 3 取下げ理由

様式第6号

境界確定証明申請書

年 月 日

(宛先)所沢市長

申請者

住所

氏名

TEL

下記土地と公共用地(道路・水路)との境界は、別紙境界図(朱線部分)のとおりであることの証明を申請します。

記

- 1 申請地 所沢市
- 2 所有者
- 3 添付書類 案内図・公図・境界図
- 4 使用目的

境界確定証明書	
所建総(確)第 号 年 月 日	
上記のとおり相違ないことを証明します。	
所沢市長	印
備考	

様式第7号

道路幅員証明申請書

年 月 日

(宛先) 所沢市長

申請者 住所

氏名

TEL

下記のとおり道路幅員を証明いただきたく申請します。

記

申請場所：

申請理由：

路線名・幅員：市道 ー 号線・幅員 m (現況幅員 m)

添付書類：案内図

道路幅員証明書

所建総第 号
年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明する。

所沢市長

